

# 市立小・中学校の適正配置に関する基本方針

～ 教育環境の整備・充実をめざして～

平成 21 年 1 月

八王子市教育委員会

## はじめに ～基本方針策定までの経過～

八王子市教育委員会では、平成 12 年 6 月に第 1 期八王子市立学校適正配置等審議会の答申を受け、適正配置・適正規模の基本的な考え方に基づき、これまでに三つの地域の小学校 6 校において学校の小規模化の解消を図るために統廃合を行いました。

しかし、その後も市内の小・中学校では少子化の進行などから小規模化が進んでいる一方で、住宅開発により子どもの数が増加して大規模化している地域があり、学校規模に大きな差が生じています。

また、本市では、八王子ゆめおりプランに基づき、児童・生徒が自ら考え社会で行動できるよう、生きる力を育む教育を基本施策として、学校教育の充実、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進していくために、本市独自の学力定着度調査<sup>( )</sup>、学校選択制<sup>( )</sup>、小中一貫教育<sup>( )</sup>、地域運営学校<sup>( )</sup>などを実施することによる教育改革に取り組んでいます。

今後もこれらの施策を推進し、子どもたちのための望ましい教育環境を整備・充実していくために、市立小・中学校の適正配置を推進していく必要があると考えています。

そこで、平成 19 年 1 月に第 3 期同審議会を設置し、適正配置・適正規模の基本的な考え方及び実現のための具体的な方策についての審議を求め、平成 20 年 3 月に審議会から答申が提出されたところです。

本基本方針は、この審議会の答申を踏まえ、市立学校の適正配置に関する基本的な考え方と推進するための方策を本市教育委員会でまとめたものです。

なお、本基本方針の策定に先立ち、平成 20 年 9 月に「適正配置に関する基本方針の骨子」を作成し、市政モニターアンケートを実施しましたので、その結果の一部を本文中に参考資料として掲載しています。

# 目 次

<b>第 1 章 適正配置に関する基本的な考え方</b>	1
1 八王子市がめざす教育	1
2 本基本方針の位置づけ	2
3 公立学校としての教育環境の整備・充実	3
4 適正配置に関する基本的な考え方	3
（1）学校の規模と配置について	3
（2）通学区域について	8
（3）学校と家庭・地域の関係について	9
（4）安心・安全な通学環境について	9
（5）学校施設の整備について	10
<b>第 2 章 適正配置を推進するための方策</b>	11
（1）望ましい規模の学校にするための方策	11
（2）検討会等の設置による適正配置の推進	12
（3）適正配置を推進する場合の留意事項	12
<b>第 3 章 地域区分ごとの適正配置の推進</b>	15
（1）中央地域（本庁地域）	15
（2）北部地域（加住・石川地域）	16
（3）西部地域（元八王子・恩方・川口地域）	16
（4）東南部地域（由井・北野地域）	16
（5）西南部地域（浅川・横山・館地域）	17
（6）東部地域（由木・由木東・南大沢地域）	17
<b>資 料 編</b>	19
<b>用語の説明</b>	40
（ ）の付いた本文中の用語の説明を掲載しています。	
<b>市立小・中学校の適正配置に関する基本方針（概要版）</b>	43

## 第1章 適正配置に関する基本的な考え方

全国的に今後も少子化の進行が見込まれる中、市内の小・中学校では、ゆるやかに小規模化が進んでいる学校がある一方で、住宅開発により大規模化している学校があります。これらのながれや時代の変化にともなう教育課題に対応していく様々な教育改革を進めると同時に、教育効果を高める環境の整備・充実のために、学校の配置や規模について改めて考えていく必要があります。

本章では、本市がめざす教育を展望し、学校の規模や配置のほか、学校と家庭・地域の関係や通学環境など適正配置に関連する事項を含めて基本的な考え方をまとめています。

### 1 八王子市がめざす教育

八王子市教育委員会では、『あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ』を教育目標とし、また、「八王子ゆめおりプラン」<sup>(1)</sup>（八王子市基本構想・基本計画）では、「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」（第3編）の実現に向け、『生きる力を育む教育』を基本施策として、めざす方向を次のとおり示しています。

#### (1) 学校教育の充実

生涯にわたる学習の基礎づくりのため必要な学力の習得と体力の向上に力を入れるとともに、自主性・自立性に富んだ、公共心のある児童・生徒の育成をめざします。

施策の展開 時代の変化にともなう教育課題への対応 / 教育環境の整備 / 教員の資質向上 / 特別支援教育の充実 / 不登校児童・生徒への対応

#### (2) 特色のある学校づくり

それぞれの学校が、主体性・独自性を持って学校経営にとりくむとともに、多彩な人材・教材を有効にいかし、児童・生徒にとっても一層魅力ある学校づくりをめざします。

施策の展開 特色ある教育の実践 / 学校評価の実施 / 学校選択制の推進 / 部活動の充実

#### (3) 開かれた学校づくり

地域ぐるみで子どもを育てるという考え方のもと、学校の教育活動を公開し、家庭・学校・地域が協働して地域の教育資源の活用をすすめるなど、学校支援体制を充実させて、地域に開かれた学校運営をめざします。

施策の展開 学校公開と地域交流の推進 / 地域の教育力や家庭との連携

(ゆめおりプラン: 施策と施策の展開より)

---

この施策を遂行するため、アシスタント・ティーチャーの配置、本市独自の学力定着度調査や教員のパワーアップ研修などを実施し、児童・生徒の学力向上や教員の資質向上を図ることにより学校教育を充実し、特色ある学校づくりを推進するとともに学校評議員制度<sup>( )</sup>や学校選択制を取り入れることによって学校経営の活性化を図ってきました。そして、これらに併行して教育支援人材バンク<sup>( )</sup>の実施をはじめ、地域の人材や教材を活用しながら地域に開かれた学校づくりを進めています。

また、障害のある人もない人も社会の一員として社会参加し、自立して生活することができる社会をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、特別支援教育<sup>( )</sup>の充実を図っているところです。

今後は、小中一貫教育を推進することによって、小・中学校の9年間を見通した教育課程を編成し、これまで以上にきめ細やかな指導を通して社会性・人間性豊かな児童・生徒を育成し、より確かな学力の向上を図ることにより、本市がめざす教育を達成していきます。

併せて、学校の運営に保護者や地域住民が積極的に参画する地域運営学校の拡充を図ることによって、学校と家庭、地域との連携・協働を深め、主体的で自主的な課題意識に基づいた特色ある学校づくりを推進していきます。

学校施設については、耐震化をはじめ、緑化対策等の環境への配慮を行いながら、多様な学習形態への対応等、施設・設備の充実を進め、学習環境の向上を図っていきます。

さらに、今後10年間を通じてめざす八王子市の教育の姿と、それを達成するための3～5年間の具体的な行動計画を示す「八王子市教育振興基本計画<sup>( )</sup>『ゆめおり教育プラン』」を策定し、総合的かつ計画的に教育施策を推進していきます。

## 2 本基本方針の位置づけ

本基本方針は、適正配置の推進をもって、八王子市がめざす教育の礎となるものと位置づけ、子どもたちのための望ましい教育環境として、学校の規模や配置についての観点、さらに新しい学校づくりという観点を加えて策定したものです。

学校の適正配置を推進していくためには、単に学校規模の大小のみから捉えた学校の存廃という視点ではなく、教育効果を高めるための公立学校のあり方としてのあるべき姿を考えていく視点が不可欠です。その重要な条件づくりとして、通学環境、学校と家庭・地域との関係や役割を考え、そして、地域づくり・まちづく

---

---

りを展望していくことが大切であると考えます。

今後、本基本方針に基づき適正配置推進計画を立て、対象となる地域・学校を選定し、市民との合意形成を図りながら着実に適正配置を進めていきます。

### 3 公立学校としての教育環境の整備・充実

社会状況の変化や様々な教育改革が進んでいく中で、学校教育の果たす役割として重要な点は、学校で学ぶ子どもたちに対して、基礎的・基本的な知識及び技能の定着に加え、これらの知識・技能を活用して自ら学び自ら考え、自己と他者、あるいは個人と社会とのつながりを意識しながら、社会の中で様々な人々と生活し、共に社会を創っていく力を育てていくということです。

こうした役割を果たすために必要なことの一つは、集団の中で他人との交流を通して学び、多様な個性とふれあい、お互いの違いを認めあいながら豊かな心を育むための生活・学習集団を形成するということです。二つには、確かな学力の定着・伸長を図るための多人数による一斉授業や少人数による習熟度別学習<sup>( )</sup>・グループ学習など多様な学習環境を確保するということです。

そのためには、地域の実情等を考慮しながら、学校の一定規模を確保し、維持していくことが不可欠です。

学校の適正な規模を確保して適正な配置を進めていくことは、今後も少子化の進行が見込まれる中、次世代を担う子どもたちにとって、学校における教育活動の効果を高めるための望ましい教育環境の基盤を整える重要な施策です。

児童・生徒数の変化や学級編制基準<sup>( )</sup>の動向、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、こうした教育基盤を整備し、八王子市がめざす教育を今後一層推進します。

## 4 適正配置に関する基本的な考え方

### (1) 学校の規模と配置について

#### ア 学校の規模について

学校教育を行う上では、学校規模の大小により、学習・生活面、教育指導面、学校運営面などに様々な長所・短所が生じます。

小規模校の場合では、児童・生徒一人ひとりを把握しやすいことや個性や

---

能力に応じた指導が進めやすいなどの長所が挙げられますが、これら長所は小規模校でなければ達成できないというわけではなく、一定の規模の学校においても可能であると考えられます。一方で、多様な集団の編成や多様な学習活動の展開が困難な場合が発生し、集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなります。

大規模校の場合では、多くの友だちや教師にめぐり会え、人間関係が豊かになることや活気ある学校経営が行えるなどの長所が挙げられますが、一方で、児童・生徒数の増加に伴い、少人数指導を行う際の教室の確保や体育館、校庭などの施設面に余裕がなくなり、教育活動に制約が生じる場合もあります。

参考：資料 - 12 ( 38 ページ ) 「小規模校の長・短所と思われるもの」

これら学校規模による学習・生活面、教育指導面、学校運営面などの長所・短所がありますが、教育活動の効果を高めるためには、次の点が学校規模による課題であると考えられます。

今後は、地域の実情を考慮しながら、統廃合や通学区域の変更などにより適正配置を進め、これらの課題を解消していくことが必要です。

(1) 小規模校における課題

児童・生徒数や学級数が少ないことから、

1. グループ編成が限定される。(多様な生活集団・学習集団が編成しにくい。)
2. 教員数が少ない。
3. 選択教科やクラブ活動・部活動の種類が制限される。
4. 1学級ではクラス替えができない。
5. 小学校では、1学年5人以下の学年が連続した場合、複式学級<sup>( )</sup>となる。

(2) 大規模校における課題

児童・生徒数や学級数が多いことから、

1. 教室数に余裕がない場合、少人数指導を行う教室の確保ができない。
2. 体育館、校庭、プールの使用が制約される。(一人あたりの面積が小さくなる。)
3. 学芸会・運動会などの学校行事の際、時間的な制約を受ける。
4. 全校集会や学年単位での校内の移動の際、移動時間が多くかかる。
5. 移動教室や校外活動などの行先が制約される。

学校の規模については、規模による課題、学習・生活面と教育指導面における集団性と多様性の確保、学校運営及び学年のまとまりなど様々な観点で考える必要があります。

望ましい学校規模については、地域の実情も考慮することが必要なため、一律な基準ではなく標準的な考え方とし、この規模の範囲では、学習・生活面等における短所が発生しにくく、一定の集団性と多様性を確保することができ、より高い教育効果が得られる規模であると言えることから、小学校・中学校とも12学級から18学級までの範囲であると考えます。

また、小学校は、習熟度別学習などの多様な学習形態のとりやすさや学年集団を見渡す場合など学年運営上の観点などから19学級から24学級までの範囲を、中学校は、教科担任制による教員の配置定数や学校経営の観点などから9学級から11学級までの範囲を、それぞれ望ましい規模に準ずる規模として考え、これらの範囲は、学習・生活面、教育指導面、学校運営面等における支障がない範囲であると考えます。

なお、学校規模の目安について、次の表のとおり区分します。

(単位：学級数)

学校規模	過小規模	小規模	望ましい規模に準ずる規模	望ましい規模	望ましい規模に準ずる規模	大規模	過大規模
小学校	～5	6～11	-	12～18	19～24	25～30	31～
中学校	-	3～8	9～11	12～18	-	19～30	31～

参考：平成20年度市政モニター第2回アンケート結果から

(n=回答者数)

問1. 児童(小学生)の学習面や生活面、教員の指導面などから、あなたが望ましいと考える小学校の規模(学級数)は、どの程度の規模ですか。

(は1つだけ)

(n=96)

(n=54)

(n=42)

	合計(%)	メール(%)	一般(%)
18学級程度(1学年3クラス)	60.4	61.1	59.5
12学級程度(1学年2クラス)	16.7	14.8	19.0
24学級程度(1学年4クラス)	16.7	16.7	16.7
30学級程度(1学年5クラス)	4.2	5.6	2.4
6学級程度(1学年1クラス)	2.1	1.9	2.4
わからない	0.0	0.0	0.0

望ましいと考える小学校の規模（学級数）はどの程度か聞いたところ、「18 学級程度（1 学年 3 クラス）」が約 6 割（60.4%）で最も高く、「12 学級程度（1 学年 2 クラス）」と「24 学級程度（1 学年 4 クラス）」が 1 割半ば（16.7%）で続いた。

問 1 の選択項目を選んだ理由を聞いたところ、「学習面・生活面、教員の指導面等から適当な規模と考える」が 5 割半ば（54.2%）で突出して高く、ついで「児童数が多い方が、集団生活の中でより多様な個性と触れ合うことができる」が 2 割弱（17.7%）で続いた。

参考：平成 20 年度市政モニター第 2 回アンケート結果から

問 3. 生徒（中学生）の学習面や生活面、教員の指導面などから、あなたが望ましいと考える中学校の規模（学級数）は、どの程度の規模ですか。（ は 1 つだけ）

	(n=96)	(n=54)	(n=42)
	合計(%)	メール(%)	一般(%)
12 学級程度（1 学年 4 クラス）	38.5	42.6	33.3
9 学級程度（1 学年 3 クラス）	30.2	25.9	35.7
15 学級程度（1 学年 5 クラス）	15.6	14.8	16.7
18 学級程度（1 学年 6 クラス）	8.3	11.1	4.8
6 学級程度（1 学年 2 クラス）	4.2	5.6	2.4
21 学級程度（1 学年 7 クラス）	2.1	0.0	4.8
3 学級程度（1 学年 1 クラス）	1.0	0.0	2.4
24 学級程度（1 学年 8 クラス）	0.0	0.0	0.0
わからない	0.0	0.0	0.0

望ましいと考える中学校の規模（学級数）は、どの程度か聞いたところ、「12 学級程度（1 学年 4 クラス）」が 4 割弱（38.5%）で最も高く、ついで「9 学級程度（1 学年 3 クラス）」が約 3 割（30.2%）で続いた。

問 3 の選択項目を選択した理由を聞いたところ、「学習面・生活面、教員の指導面等から適当な規模と考える」が 4 割半ば（45.8%）で突出して高く、ついで「生徒数が多い方が、集団生活の中でより多様な個性と触れ合うことができる」が約 2 割（19.8%）で続いた。

## イ 学校の配置と通学距離・時間

学校の配置は、通学区域の中心や地域の拠点付近に位置することが望ましいものと考えますが、全ての小・中学校をそのような位置に再配置し、学校の規模を適正化していくことは現実的には困難です。

したがって、現在の学校の配置(位置)を基として、小規模校の解消や通学区域の変更などの方策を考えることにより学校の適正な規模を確保していくこととします。

通学時間・距離の上限は、小学校・中学校とも概ね30分程度、距離にして徒歩では2km程度が望ましいと考え、通学時間に配慮しながら適正配置を推進していきます。

なお、通学距離が概ね2kmを超える場合は、公共交通機関やスクールバス等による通学など交通手段を確保していくことが必要になります。

参考：平成20年度市政モニター第2回アンケート結果から

問6. 小学生の通学時間は、どの程度が望ましいと思いますか。( は1つだけ)

通学手段(徒歩、バス、電車、自転車等)は問わない

	(n=96)	(n=54)	(n=42)
	合計(%)	メール(%)	一般(%)
30分以内	50.0	40.7	61.9
15分以内	49.0	57.4	38.1
60分以内	1.0	1.9	0.0
45分以内	0.0	0.0	0.0

小学生の通学時間は、どの程度が望ましいか聞いたところ、「30分以内」が5割(50.0%)、「15分以内」(49.0%)で拮抗している。

参考：平成 20 年度市政モニター第 2 回アンケート結果から

問 7 . 中学生の通学時間は、どの程度が望ましいと思いますか。( は 1 つだけ)

通学手段(徒歩、バス、電車、自転車等)は問わない

	(n=96)	(n=54)	(n=42)
	合計(%)	メール(%)	一般(%)
30 分以内	69.8	64.8	76.2
45 分以内	13.5	11.1	16.7
15 分以内	8.3	11.1	4.8
60 分以内	8.3	13.0	2.4
60 分以上	0.0	0.0	0.0

中学生の通学時間は、どの程度が望ましいか聞いたところ、「30 分以内」が 7 割弱 (69.8%) で突出して高く、ついで「45 分以内」が 1 割強 (13.5%) であった。

## (2) 通学区域について

市立小・中学校への就学については、学校教育法施行令第 5 条に基づき、教育の機会均等の観点から、あらかじめ通学区域を設定し、児童・生徒の住所に応じて就学すべき学校の指定を行っています。また、同令第 8 条において、相当の理由がある場合は保護者の申し立てにより指定した学校(指定校)を変更することができることとなっています。

本市では、さらに指定校よりも近い学校があるなどの地理的な理由や保育園・幼稚園や小学校などの友人関係、学校の特色などを理由とする指定校以外の学校への就学希望に応ずる制度として学校選択制を実施し、通学区域制度の弾力的運用を図っています。

また、通学区域は、通学の距離、幹線道路・鉄道・河川等の地形及び学校の規模等を考慮して設定していますが、町会・自治会等のまとまりにも配慮して各学校に対応した地域区分を行っており、学校と家庭や地域とを関連づける役割も有しています

一方で、地理的・学校の規模等の理由により、町会・自治会等の地域コミュニティを分割している通学区域や小学校と中学校の通学区域が整合していない地域があります。このような地域において、現状の通学区域が、学校と家庭や地域との連携や小中一貫教育の円滑な推進に支障を及ぼす場合には、地域住民等の意

---

見を参考にし、学校の規模に影響が及ばない範囲で通学区域の見直しを検討しながら通学区域制度を継続していきます。

### (3) 学校と家庭・地域の関係について

今日の学校教育では、保護者・地域住民と学校との連携として、保護者・地域住民の教育活動等への参画が求められています。そのためには、地域運営学校の実施や地域の社会資源や人材を活かした特色ある学校づくりを一層進めていく必要があります。

これからも、学校が主体となって家庭や地域と連携し、地域コミュニティを大切にしながら、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めていきます。

また、地域のコミュニティについては、町会・自治会等の地縁的なコミュニティだけでなく、スポーツや文化活動等を中心としたコミュニティなど多様化しています。

今後は、学校を中心とした新たなコミュニティづくりを進めながら、地域の活性化をめざしていくという考え方も必要です。

参考：地域運営学校実施校（平成20年度現在）

小学校：東浅川小、陶鎔小、浅川小

中学校：六中、宮上中、元八王子中、城山中

### (4) 安心・安全な通学環境について

学校内の防犯も含めて、登下校時等の交通安全や不審者への対応など、安心・安全な通学環境の確保・整備については、市民の安全・道路・公園等を所管する部署、警察等関係機関、家庭及び地域との連携を密にしながら、常に危機管理意識を持ち、一層の取り組みを行っていきます。

通学経路の危険箇所や不審者等について、学校と保護者や地域住民が意識と情報を共有し、行政、学校、家庭及び地域のそれぞれの役割を明確にして連携を強化していくとともに、スクールガード・リーダー<sup>( )</sup>や学校安全ボランティア<sup>( )</sup>制度の充実を図りながら安心・安全な通学環境を整備していきます。

子どもへの安全対策には万全なものはありませんので、安全への取り組みは、継続していくことが何よりも大切です。

今後も、市民に広く啓発し、地域ぐるみで子どもの安全を見守る意識を高め、持続させていくことが重要です。

---

また、学校選択制や指定校の変更により通学区域外から通学する児童・生徒の安全対策を構築していきます。

同時に、児童・生徒に対して、交通事故や犯罪からは、自分の身は自分で守るという意識を育み、行動実践できるよう安全教育の充実に努めていきます。

## (5) 学校施設の整備について

今日の学校教育を取り巻く環境は、特別支援教育の実施、新たな教育施策の実施、多様な学習形態への対応など急速に変化しています。教育環境の充実を図る上では、学校施設・設備面の対応も進めていかなければなりません。

学校の施設・設備は、児童・生徒にとっての良好な学習環境であることが求められます。耐震、防犯及び防災など安心・安全の確保を最優先に行いながら多様な学習形態や特別支援教育への対応、子どもたちの悩みや相談のための教室の確保、教室の暑さ対策、ICT化への対応、バリアフリー化<sup>( )</sup>・ユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>への対応、緑化等環境への配慮などを進めていく必要があります。

今後、学校施設の維持管理や施設整備については、財政面も含めて長期的な改修・改築計画などの施設整備指針を策定し、その方向性に基づき、環境への配慮を行いながら効率的かつ着実に進めていきます。

また、校舎の改築時には、学校の統合など適正配置の検討も行いながら、学校、保護者及び地域住民の意見を参考にして、改築計画を作成していきます。

統廃合により廃止した学校施設は、市民全体の共有財産として、公共施設及び防災拠点としての機能を持つ必要があります。その上で、地域コミュニティ、福祉、スポーツ・文化活動などまちづくりや地域活性化が図れるよう、有効な活用方法を検討していきます。

---

---

## 第2章 適正配置を推進するための方策

学校の適正配置を考えていく上では、学校の規模による課題の解消と通学負担や安全確保など通学環境との両面を考えていかなければなりません。

加えて、地域の実情にも考慮しながら、適正配置を推進し、教育環境の整備・充実を図っていきます。

### (1) 望ましい規模の学校にするための方策

#### ア 過小規模校への方策

2つの学年で1つの学級編制となる複式学級は、教育環境として大きな課題があり避けなければなりません。

今後の児童数の減少により過小規模になることが懸念される学校については、児童数を増やす方策等を検討の上、過小規模が継続する見込みが回避できない場合は、通学手段等を確保しながら近接する学校との統合により過小規模の解消を図ります。

#### イ 小規模校への方策

今後の児童・生徒数の予測を行った上で、小学校は11学級以下、中学校は8学級以下の学校については、原則として小規模化が進んでいる学校から順次、課題の解消を図っていきます。

周囲に近接した学校があり、統合後の学校規模や通学時間・距離(概ね徒歩30分又は2km程度)に大きな支障がない場合には、統合により小規模の解消を図ります。

周囲に近接した学校がなく、通学負担が大きくなる場合には、路線バスなどの公共交通機関の利用やスクールバスの運行などによる通学手段を確保しながら適正配置を行っていきます。

また、統合後の通学区域に偏りが生じる地域については、在校児童・生徒を統合先の一つの学校に編入させた後、廃止した学校の通学区域を周辺の複数の学校の通学区域と再編成し、周辺の学校を含めた適正配置を行っていきます。

小規模校の課題を解消する方策は、原則として、統廃合によるものとしますが、バス等の交通機関を使っても通学の負担が大きくなり統廃合が難しい場合には、小中一貫校<sup>(1)</sup>や近接校との連携・交流などによる学習指導の工夫、教職員の配置などにより学習・生活面、教育指導面及び学校運営面などの規模による課題を

---

補うための方策を検討していきます。

## ウ 大規模校への方策

大規模になる期間が住宅開発などによる一時的な場合には、施設の増築や設備の整備による対応と併せ、学校経営の工夫や加配教員・指導補助者等の相応な配置などにより、適切な教育環境を維持していきます。

大規模な状態が長期間続くことが見込まれる場合は、学校選択制による他の通学区域からの受入れの抑制や通学区域の変更を行っていきます。

また、通学区域を変更する際は、在校生、地域のまとまり及び通学環境に配慮していきます。また、通学区域の変更後も従前の指定校への就学を希望する場合には、柔軟な対応を検討していきます。

なお、本市では今のところ 30 学級を超える過大規模校が発生する見込みはありませんが、今後、大規模な住宅開発等により学校規模が大きくなることを見込まれた場合には、事前に住宅開発の調整や通学区域の検討を行い、過大規模にならないよう配慮していきます。

## (2) 検討会等の設置による適正配置の推進

適正配置を推進する上では、当該地域の保護者、地域住民等への説明会を実施し、学校の規模や通学環境等の現状や課題及び公立学校としての望ましい教育環境等について共通認識を図っていくことが必要であると考えます。その上で、地域別に検討会等を設置し、関係者との合意形成を図りながら進めていきます。

検討する内容については、子どもたちに資する公立学校としての教育環境の整備・充実のため、地域の実情を踏まえ、次の留意事項に配慮しながら統廃合の是非を含めた検討を行っていきます。

なお、子どもたちの教育環境や保護者、地域住民への影響を考慮すると、検討会等による協議期間が長期に及ぶことは好ましくなく、概ね1年程度で結論を導くことが適当であると考えます。

## (3) 適正配置を推進する場合の留意事項

### ア 地域のまとまりへの配慮

学校の統廃合により適正配置を進める場合においては、地域のまとまりに配慮

---

していきます。

統合する学校の通学区域が、町会・自治会等のまとまりと整合が取れていない場合には、統合を機会に通学区域を見直すなど、統合後の新しい学校が円滑に地域と連携が取れるように配慮していきます。

さらに、学校の統合時には、統合前の学校と地域との良好な関係を継承しながら、子どもたちが円滑に地域になじむことができるように、町会・自治会をはじめとする地域の様々なコミュニティや青少年対策地区委員会・育成団体等と連携しながら準備を進めていきます。

## イ 円滑な小・中学校の接続ができる通学区域の編成への配慮

統廃合により適正配置を進める場合においては、小中一貫教育を推進していく上で、小学校と中学校の円滑な接続ができるよう、原則として、小学校2校と中学校1校、あるいは、小学校1校と中学校1校の組み合わせによる通学区域が編成できるように配慮していきます。

## ウ 通学環境への配慮

適正配置を進めていく上では、統合後に通学経路の変更を必要とする地域や通学距離及び通学時間が増える地域が生じることが想定されます。その際は、新たな通学経路について、信号機や横断歩道の状況、人通りが少ない場所などを事前に把握し、関係機関と協議を行いながら、行政、学校、家庭及び地域が相互に連携を図り、通学の安全確保に努めていきます。

また、地域の実情に応じて、路線バスなどの公共交通機関の利用やスクールバスの運行などによる通学手段を確保するとともに子どもたちが通学に慣れるまでの一定の期間、通学指導員等の配置を行っていきます。

## エ 廃止される学校への配慮

学校の統廃合を行う場合、廃止される学校の教育活動や伝統の維持継承、子どもたちの心理面への配慮を考えていく必要があります。

統廃合時には、一方の学校を残し他方の学校を廃止することではなく、両校をいったん廃止し、新たな学校を開設するという考え方を原則として統合を検討していきます。

学校の跡地の利用についても、廃止される学校がその地域に果たしてきた歴史的な役割を踏まえ、地域住民の意見・要望を参考に検討していきます。

---

## オ 新しい学校づくりという視点

統合の際には、公立学校としての教育環境の向上を目的とし、現在の子どもと未来の子どもたちのための新しい学校づくりという視点が不可欠です。

統合による小規模校の課題の解消と併せて、教育環境を充実させていくために、地域運営学校や小中一貫校など新たな教育制度への取り組み、多様な学習指導方法の導入などの教育改革を進めていくことが極めて重要です。

施設・設備については、多様な学習形態への対応をはじめとする教育環境の変化に対応した施設・設備の整備も併せて検討し、新たな学校づくりを行っていきます。

### 第3章 地域区分ごとの適正配置の推進

本市は、自然に恵まれ広がりのある市域を有し、地勢が豊かな特長があり、市街地、ニュータウン、大規模な住宅開発から一定の年月が経過した地域及び市街化調整区域など様々なまちなみが形成されています。

また、本市は、数回の町村合併を経て現在に至っています。

これら各地域の地域としての機能や歴史的な側面も踏まえた上で、将来を見据えた学校づくりを行っていかねばなりません。

今後、学校の適正配置を推進していく上では、次のとおりの地域区分<sup>( )</sup>ごとに都市計画や地域ごとの実情を考慮しながら、保護者や地域住民との合意形成を図りながら着実に進めていきます。

参考：八王子市の沿革

昭和16年10月小宮町編入、昭和30年4月横山村・元八王子村・恩方村・川口村・加住村・由井村編入、昭和34年4月浅川町編入、昭和39年8月由木村編入～現在に至る

#### (1) 中央地域（本庁地域）

本市の旧市街地を中心とした中央地域は、創立が古い学校が多く、昭和30年代から40年代に建築された校舎が多くあります。また、小学校と中学校の通学区域を見ると、町会や自治会のまとまりや歴史的な経緯から、一つの小学校から複数の中学校に分かれて就学するなど整合性が図られていない通学区域が多くあります。

中央地域の学校の規模は、昭和40年代に建設された大規模団地に近接する小・中学校を除き、概ね望ましい学校規模の範囲となっており、今後の児童・生徒数の推移は、ほぼ横ばいであると予測しています。

これまで中央地域では、小学校1校の改築が終了しています。また、小学校1校、中学校1校が現在改築中です。(計画を含む。)

今後は、中・長期的な学校施設の改築計画に合わせ、小学校と中学校の通学区域を見直しながら適正配置を検討していきます。

また、大規模団地に近接する学校については、児童・生徒数の推移を見ながら小規模化の課題の解消を図っていくことが必要です。

なお、現在、小規模な中学校については、生徒数の微増が見込まれますので、今後の生徒数の推移を見ながら適正配置を検討していきます。

---

## ( 2 ) 北部地域 ( 加住・石川地域 )

北部地域は、加住丘陵などの市街化調整区域を有しています。

学校の設置は、八王子市と合併する以前に設置された学校と昭和50年代の大規模団地開発による人口の増加に対応するために設置した学校に大別することができます。

通学区域の大半が市街化調整区域による学校では、児童・生徒数が減少し、小規模化していますので、通学負担を考慮しながら、規模による課題の解消を図っていくことが必要です。

他の学校については、今後、住宅開発の状況など児童・生徒数の推移を見ながら望ましい学校規模を維持していくことが必要です。

## ( 3 ) 西部地域 ( 元八王子・恩方・川口地域 )

西部地域は、山間地・丘陵などにより広範囲の市街化調整区域があります。通学区域も広範となり、バス通学をしている小・中学校があります。

学校の設置は、合併する以前に設置された学校と市街地化により昭和40年代から50年代に設置した学校に大別することができます。

通学区域のほとんどが市街化調整区域になっている小学校では、小規模化が進行していますので、通学負担を考慮しながら、規模による課題の解消を図っていくことが必要です。さらに、過小規模になることが懸念される学校については早急な対応を行う必要があります。

中学校については、ほぼ望ましい学校規模の範囲ですが、小規模化している中学校については、学校選択制による就学状況の動向を見ながら適正配置を検討する必要があります。

## ( 4 ) 東南部地域 ( 由井・北野地域 )

東南部地域の学校の設置は、合併する以前に設置された学校と民間大規模団地の開発による人口の増加に対応するために昭和50年代に設置した学校、近年の八王子ニュータウンの開発により建設した学校に大別することができます。

八王子ニュータウンの開発などにより、今後も児童・生徒数の増加が見込まれ、一部の学校では一時的に大規模化が予測されますので、30学級を超える過大規模にならないように、通学区域の変更や中・長期的な住宅開発などまちづくりと

---

の調整を図っていきます。

また、民間大規模団地開発時に建設された学校などでは、児童・生徒数が減少し小規模化が進行している小学校がありますので、今後は周辺の通学区域との再編成と併せて適正配置を検討していく必要があります。

### **( 5 ) 西南部地域 ( 浅川・横山・館地域 )**

西南部地域の学校の設置は、合併する以前に設置された学校と市街地化により建設された学校、大規模団地開発による人口の増加に対応するために昭和 50 年代に設置した学校に大別することができます。

昭和 50 年代の大規模団地開発時に建設された小学校は、これまで、小規模校の課題を解消するために、二つの地域で統廃合を行いましたが、統合後もさらに児童が減り続けている学校があり、隣接する中学校も小規模化が進んでいます。

また、市街地化により建設された学校では、中央地域と同様に、創立が古い学校が多く、昭和 30 年代から 40 年代に建築された校舎があり、現在、改築工事を行っている中学校があります。

今後は、小規模化している小・中学校の課題の解消と中・長期的に学校施設の改築計画に合わせ、小学校と中学校の通学区域を見直しながら適正配置を検討していきます。

また、昭和 40 年代に建設された大規模団地では、現在、大規模な建替えが行われており、近接する小・中学校については、今後の児童・生徒数の推移を見ながら小規模化の課題の解消を図っていくことが必要です。

### **( 6 ) 東部地域 ( 由木・由木東・南大沢地域 )**

東部地域の学校の設置は、合併する以前に設置された学校と多摩ニュータウンの開発により昭和 50 年代以降に建設された学校に大別することができます。

多摩ニュータウンに平行するように多摩丘陵が広がり、市街化調整区域を含む小学校や開発から一定程度の年月が経過した地域では、児童・生徒数が減少している学校があります。

多摩ニュータウンの大規模な開発は、今後 10 年程度で終息すると見込まれますが、30 年を超える長期的な開発により、児童・生徒数が増加している地域と減少している地域の差異が著しくなっています。今後も小規模化が進行する学校があり、学校規模の差がさらに大きくなることを見込まれます。

---

---

通学区域については、計画的なまちづくりにより、原則、一住区に小学校2校と中学校1校が配置されています。

昭和50年代に建設された多摩ニュータウン開発当初の地域の小学校では、児童・生徒数が減少しており、これまで、1地域で統廃合を行い小規模による課題を解消しましたが、引き続き児童数の推移を見ながら周辺の小学校との適正配置を検討していく必要があります。

今後は、多摩ニュータウン内の他の学校をはじめ、児童・生徒数の減少により小規模化した学校については、課題を解消するために、近隣の学校との通学区域の再編成と併せて適正配置を推進していく必要があります。